

次の4点を確認のうえ、□にチェックをつけてください。

☐ この申請書の記載内容は事実と相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、石川県の求めに従いその全額を即時返還します。

☐ 私は石川県以外の都道府県に同一の申請は行っておりません。

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

令和8年度 石川県教育費負担軽減奨学金申請書(通常申請)										世 帯 区 分			
生 徒 の 氏 名		ふりがな				(現住所) 〒		—		ア 生活保護(生業扶助) 受給世帯(専攻科を除く)			
氏名													
生年月日													
生徒の国籍・在留資格・在留期間等について		生徒が以下の国籍・在留資格等に ☐ 該当します ☐ 該当しません ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者											
在学する高等学校等		(学校名) 立 学校 (第 学年) 課 程 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科										イ 非課税世帯	
過去に在籍した高等学校等		(学校名) 立 学校 課 程 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科 在学中に給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明										ウ 所得割額105,500円未満の世帯	
扶養の有無		☐ 有 ☐ 無 ☐ 上記の扶養状況について、事実と相違がないことを誓約します。 (誓約する場合は、上の□にチェックをつけてください。)										エ 所得割額182,500円未満の世帯(専攻科を除く)	
保護者等の状況	続柄	ふりがな				(現住所) 〒		—		オ 所得割額105,500円以上264,500円未満の多子世帯(専攻科)			
		氏名								カ 対象外			
		生年月日		☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日				備考		＜保護者1＞道府県民税所得割① 円			
	本年1月1日時点の住所(課税市区町村)が7月1日(基準日)の住所と異なる場合は記載のこと 都道府県 市区町村										＜保護者1＞市町村民税所得割② 円		
	続柄	ふりがな				(現住所) 〒		—		＜保護者2＞道府県民税所得割③ 円			
		氏名								＜保護者2＞市町村民税所得割④ 円			
		生年月日		☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日				備考		円			
	本年1月1日時点の住所(課税市区町村)が7月1日(基準日)の住所と異なる場合は記載のこと 都道府県 市区町村										保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額①～④ 円		
保護者等(記入者)の電話番号		自宅				携帯				円			
生活保護(生業扶助)の受給状況		私の世帯は7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)36条の規定による生業扶助を ☐ 受給しています ☐ 受給していません										教育費負担軽減奨学金支給額 円	
代理受領の委任		授業料以外に学校へ納付する学校諸会費に未納があるときは、私が支給を受ける石川県教育費負担軽減奨学金を充てることについて学校設置者(学校長)に委任することを ☐ 了承します ☐ 了承しません										前倒し申請 ☐ あり ☐ なし	
上記記載事項は事実と相違ありませんので、関係書類を添え、石川県教育費負担軽減奨学金を申請いたします。													
令和 年 月 日 石川県知事 様 生徒氏名 保護者等氏名													
注意事項		1. 本人以外にも高校生等がいる場合は別途申請が必要です。 2. 保護者等がない場合は本人の世帯状況の確認書類を添付してください。 3. (専攻科の場合) 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を添付してください。 4. 令和8年7月1日現在の状況を記載すること。 5. 保護者等が別居している場合は、生活の本拠地である方の備考欄に「○」を記入すること。 6. 所定欄に的確な記入のないものは、判断材料を欠くものとして受理しないことがあります。 7. 新入生に対する一部給付の前倒し申請に基づく給付(令和8年4月～6月の3か月分)を受けた方で、引き続き支給要件に該当する場合は、7月1日時点の状況で改めて申請が必要です。											

次の4点を確認のうえ、□にチェックをつけてください。

☒ この申請書の記載内容は事実と相違ありません。

☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、石川県の求めに従いその旨を記載する。

☒ 私は石川県以外の都道府県に同一の申請は行っておりません。

☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

4点とも必ずチェックを入れてください。
チェックがない場合は、認定作業に時間を要するため支給が遅れる場合があります。

令和8年度 石川県教育費負担軽減奨学金申請書(通常申請)										区 分	
生徒の名氏		ふりがな いしかわ じろう		(現住所)〒 920 - 8203 石川県金沢市鞍月1丁目1番地						生活保護(生業扶助)受給世帯(専攻科を除く)	
生年月日		平成22年 5月 15日								ア	
生徒の国籍・在留資格・在留期間等について		生徒が以下の国籍・在留資格等に ☒ 該当します ☐ 該当しません ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者								イ 非課税世帯	
在学する高等学校等		(学校名) 私立 ○○高等 学校 (第 1 学年) 課 程 ☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 過去に在籍した高等学校等 (学校名) 立 課 程 ☐ 全日制 ☐ 定時制 在学中に給付金を受給した回数 ☒ 有 ☐ 無 上記の扶養状況について、事実と相違がないことを誓約します。 (誓約する場合は、上の□にチェックをつけてください。)								ウ 所得割額105,500円未満の世帯 エ 所得割額182,500円未満の世帯(専攻科を除く) オ 所得割額105,500円以上264,500円未満の多子世帯(専攻科) カ 対象外	
扶養の有無											
保護者等の状況		続柄		ふりがな いしかわ いちろう		(現住所)〒 100 - 0013 □ 生徒現住所と同じ				＜保護者1＞道府県民税所得割①	
		父		氏名 石川 一郎		東京都千代田区霞が関1丁目1番地				60,000 円	
				生年月日		☒ 昭和 ☐ 平成 48 年 7 月 15 日		備考		＜保護者1＞市町村民税所得割②	
				本年1月1日時点の住所(課税市区町村)が7月1日(基準日)の住所と異なる場合は記載のこと		市区町村				50,000 円	
		続柄		ふりがな いしかわ はなこ		(現住所)〒 現住所と同じ				＜保護者2＞道府県民税所得割③	
		母		氏名		8 月 20 日				備考	
		本年1(基準日)		1 日		都道府県 市区町村		○		保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額①～④	
		保護者等(記入者)の電話番号		自宅 076-225-1817		携帯 090-1234-5678		110,000 円			
生活保護(生業扶助)の受給状況		私の世帯は7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)36条の規定による生業扶助を ☐ 受給しています ☒ 受給していません								教育費負担軽減奨学金支給額	
										35,930 円	
代理受領の委任		授業料以外に学校へ納付する学校諸会費に未納石川県教育費負担軽減奨学金を充てることに付 ☒ 了承します								前倒し申請	
										☐ あり ☒ なし	
上記記載事項は事実と相違ありませんので、関係書類を添え、石川県教育費負担軽減奨学金を申請いたします。											
令和 8 年 9 月 1 日											
石川県知事 様											
生徒氏名 石川 次郎											
保護者等氏名 石川 一郎											
前倒し給付を受けた場合は、通常申請の年額から差し引いた金額になります。											

注意事項

1. 本人以外にも高校生等がいる場合は別途申請が必要です。

2. 保護者等がない場合は本人の世帯状況の確認書類を添付してください。

3. (専攻科の場合) 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を添付してください。

4. 令和8年7月1日現在の状況を記載すること。

5. 保護者等が別居している場合は、生活の本拠地である方の備考欄に「○」を記入すること。

6. 所定欄に的確な記入のないものは、判断材料を欠くものとして受理しないことがあります。

7. 新入生に対する一部給付の前倒し申請に基づく給付(令和8年4月～6月の3か月分)を受けた方で、引き続き支給要件に該当する場合は、7月1日時点の状況で改めて申請が必要です。